

## 個人情報保護にかかる金融機関に対する検査の指摘事例

職員数(人)				検査実績(社)						
年度末	金融庁 検査局	財務省 財務局	監視委 証券検査課	事務年 度	主要行等	地域銀 行	信用金 庫	信用組 合	生損保	証券会 社等
20	441	509		19	28	41	111	65	16	219
21	430	500	111	20	23	58	101	67	19	220
22	423	518	114	21	16	46	135	62	17	211
検査指摘事項の例(概要)										
主要行等 (都市銀行等及 び「地域銀行」 を除くその他の 銀行)	顧客情報を別の顧客に送付したにもかかわらず、事実関係の説明を行っていない事例がある。									
	個人情報を登録している一部のソフトウェアについて、顧客情報の漏えいを防止するための対処方針を検討していないため、海外拠点の利用者が、承認なしに個人情報へのアクセス権限を取得できる状態にあることを把握していない。									
	個人情報管理責任者を任命しているが、再委託先における個人情報漏えいについて、事実関係の把握や再発防止策の徹底が不十分であったため、再委託先において情報漏えいが再発している。									
地域銀行 (地方銀行、第 二地方銀行等)	文書管理ルールを明確に定めていないため、一部営業店において、顧客情報管理台帳の記載漏れや顧客情報を含む廃棄予定文書等を営業店通路等に放置している事例がある。									
	顧客情報管理部門が、営業店に対し、顧客情報に関する台帳整備につき指示を徹底していないため、営業店において、一部の情報が台帳に記載されていない。									
	顧客管理部門が、営業店に対し、郵便物発送やFAX送信の際の役席者による検証を徹底していないため、漏えい事案が繰り返し発生している。									
信用金庫・信 用組合	個人データ管理規定において、情報を外部に持ち出す際には記録表に記載することとしているが、記録表の記録が正確でないため、営業店において、渉外担当者の持ち出した情報を特定できない事例がある。									
	理事会が顧客情報保護等関連諸規定を策定していないことなどにより、重要な顧客情報が無施錠のキャビネットで保管されていたり、帳票が机の上に放置されるなどの事例がある。									
	対応マニュアルにおいて総務部門が全ての漏えい事案を当局に報告することとしているが、営業店から事務ミスとして報告された事案につき、検証を十分行っていないことから、個人情報が漏えいしていることを見落としている。									
保険会社	顧客情報統括管理部門は、個人データの消去・廃棄の記録を行っておらず、適切に消去等が行われたか把握していないほか、顧客データへのアクセス記録を保管・分析していない。									
	各部門長が、部門内職員に対し、業務の実情に応じて、顧客情報の閲覧権限を付与することとしているが、権限付与の適切性を検証する態勢を構築していないため、業務上の必要がなく誤って権限を付与された職員が顧客情報を閲覧している事例を看過している。									
	委託先における顧客情報管理態勢が未整備であることを把握しているにもかかわらず、委託先に対して体制整備を求めている。									
証券会社等	センシティブ情報の取扱いについての社内規程を整備しておらず、相続手続業務に伴い取得したセンシティブ情報を含む戸籍謄本等をPDFファイル化して保存しているものの、付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。									
	個人データに関する利用目的、保管場所・保管方法・保管期限等の状況を、台帳に未記載であり、また、本店各部、支店及び営業所に管理台帳が送付されていなかったため、管理台帳に従った個人データの管理が行われていなかった。									
	関係会社との間において、個人情報の取扱いに係る契約(以下「覚書」という。)を定める旨の利用契約を締結したものの、当該覚書が締結される以前に、当該関係会社に対して、顧客約8万人分の「顧客カタカナ情報」、「顧客漢字氏名」、「メールアドレス」及び「ログインID」の情報を提供した。									

(注)証券会社等の実績は、19年度～21年度のもの。